（全国土地改良事業団体連合会の長期借入金の認可の申請手続）

第八十九条の五　法第百十一条の二十二第一項の規定による長期借入金の認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項を変更しようとする場合も、同様とする。

一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払いの方法及び期限
七　その他必要な事項

（全国土地改良事業団体連合会の長期借入金の償還計画の認可の申請手続）

第八十九条の六　法第百十一条の二十四の規定による長期借入金の償還計画の認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項を変更しようとする場合も、同様とする。

一　借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
二　借入金の償還の方法及び期限
三　その他必要な事項

（土地改良事業団体連合会の解散の認可の申請手続）

第八十九条の七　法第百十一条の二十六第三項の規定による届出をするには、解散の事由を記載した書面及び解散の議決に係る総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（土地改良事業団体連合会の総会の議事録）

第八十九条の八　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（土地改良法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による同意の取得）

2　土地改良法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による同意を得る場合には、農地中間管理権に係る農用地の所有者及びその貸付けの相手方から書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による同意を得なければならない。

○農林水産省令第三十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

農林水産大臣　金子原二郎

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表（第五条関係）

改正後			
補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一　新市場創出対策事業費補助金（フードバンク活動マッチング支援事業に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）

改正前			
補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一　（新設）	（略）	（略）	（略）

（新設）

（土地改良事業団体連合会の解散の認可の申請手続）

第八十九条の五　法第百十一条の二十二第三項の規定による届出をするには、解散の事由を記載した書面及び解散の議決に係る総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（土地改良事業団体連合会の総会の議事録）

第八十九条の六　（略）